

# 新宿区剣道連盟規約

昭和61年4月1日  
新宿区剣道連盟

## 第1章 総則

第1条 本連盟は、「新宿区剣道連盟」と称す。

第2条 本連盟の事務局は、原則として事務局長宅に置く。

## 第2章 目的

第3条 本連盟は、公益財団法人全日本剣道連盟が掲げる「剣道の理念」を基本方針とし、一般財団法人東京都剣道連盟の定款に基づき、東京都新宿区において、剣道の健全な発展を図り、「交剣知愛」の精神のもとに、区民などの健康増進、人間形成、併せて会員相互の親睦を目的とする。

## 第3章 組織

第4条 本連盟は、原則として、東京都新宿区内に在住または在勤する剣道一般愛好者の会員をもって組織する。

2 前項の会員のうち、同人の意思により、一般財団法人東京都剣道連盟に本連盟所属会員として届出た者を正会員とし、その他の者を準会員とする。

第5条 本連盟は、支部を置くことができる。各支部の事務局は、支部長または事務長宅に置く。

2 各支部は、規約を定める場合は理事会の承認を得るものとする。

第6条 本連盟は、一般財団法人東京都剣道連盟および一般社団法人新宿区スポーツ協会に加盟する。

## 第4章 事業

第7条 本連盟は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 剣道稽古会の実施（一般の部・少年の部）
- (2) 各種大会および試合の開催
- (3) 研修会または講習会の開催
- (4) 三段以下の段位および級位の審査
- (5) 他の剣道連盟との連絡および協力
- (6) 剣道に関する調査研究、普及強化および指導者の育成

- (7) 会員および加盟団体等への表彰および慶弔
- (8) その他本連盟において必要と認めた事項

## 第5章 役員

第8条 本連盟は、次の役員を置く。ただし、必要がある場合には、名誉会長、顧問および参与を置くことができる。

- (1) 会長：一名
- (2) 副会長：若干名
- (3) 理事長：一名
- (4) 副理事長：二名
- (5) 事務局長：一名
- (6) 副事務局長：若干名
- (7) 理事：別途規定
- (8) 監事：二名

第9条 役員を選出は、次の要領により行う。

- (1) 会長は、理事会で推薦し総会において推挙する。
- (2) 副会長は、会長が理事会に諮って委嘱する。
- (3) 名誉会長、顧問および参与は、会長が運営理事会および理事会に諮って委嘱する。
- (4) 理事長、副理事長、事務局長および副事務局長は、理事会で互選し、会長が総会の承認を経て委嘱する。
- (5) 理事は、運営理事会で推薦し、理事会に諮り、総会の承認を経て委嘱する。
- (6) 監事は、運営理事会で推薦し、理事会に諮り総会の承認を経て選出する。また、監事は、その他の役職との兼務を認めない。

第10条 役員の仕事は、次の通りとする。

- (1) 会長は、本連盟を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は職務を代行する。
- (3) 理事長は、理事会を代表し連盟業務を行う。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し理事長事故ある時は職務を代行する。
- (5) 理事は、理事会を組織し、本連盟の業務を執行する。理事会には、総務・事業・審査・強化普及その他の専門委員を設けることができる。理事は、専門委員との重任を妨げない。
- (6) 事務局長は、事務全般を担当し、経理事務についても兼務する。
- (7) 副事務局長は、事務局長を補佐し、事務局長事故あるときは職務を代行する。
- (8) 監事は、経理事務および役員の仕事執行を監査する。監事は、理事会または総会に出席して意見を述べるることができる。

- (9) 名誉会長、顧問および参与は、会長の諮問に応ずるほか、運営理事会に出席して意見を述べることができる。

第 11 条 役員の任期は二年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じた場合は、第 9 条の選出要領により選任する。ただし、任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後も後任者の決定までその職務を行う

## 第 6 章 会 議

第 12 条 本連盟は、次の会議を開催する。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 運営理事会

第 13 条 総会は本連盟の最高議決機関であり、正会員及び役員をもって構成する。

- 2 会長は、会計年度終了後 3 カ月以内に定時総会を、年一回招集する。また必要ある時は、臨時総会を招集することができる。
- 3 総会の議長は、会長とする。

第 14 条 総会においては、次の事項を議決する。

- (1) 規約の改正
  - (2) 予算および決算の報告
  - (3) 新年度の事業計画
  - (4) 役員の承認
  - (5) その他必要事項
- 2 総会は正会員の半数以上の出席をもって成立する。なお、総会に出席できない正会員は事前には委任状の提出をもって出席とすることができる。

第 15 条 運営理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長および副事務局長をもって構成し、会長がこれを招集する。

第 16 条 運営理事会は、次の事項を審議し議決する。

- (1) 理事会より委任された事項
- (2) 本連盟事業について企画立案など、理事会への提案事項
- (3) その他必要事項

第 17 条 理事会は、理事、会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長および副事務局長をもって構成し、本連盟業務を執行する。会長は、毎年一回以上、理事会を招集する。

第 18 条 理事会は、理事会構成役員の過半数が出席しなければ開催することができない。やむを得ない理由により出席できない役員は、委任状を提出し、これに代えることができる。

議長は、会長とする。

第 19 条 理事会においては、次の事項を審議し議決する。

- (1) 規約の改正
- (2) 予算および決算報告
- (3) 新年度事業
- (4) 役員の承認
- (5) 役員および会員の倫理に関する事項
- (6) その他必要事項

## 第 7 章 段・級位の審査

第 20 条 段・級位審査は、公益財団法人全日本剣道連盟および一般財団法人東京都剣道連盟の審査規定に基づいて行う。

## 第 8 章 加盟団体

第 21 条 東京都新宿区または同区域内において組織された剣道団体で、本連盟の目的に賛同する団体は、理事会の承認を得て加盟団体となることができる。

## 第 9 章 会計

第 22 条 本連盟の会計年度は、4月1日から3月31日までとする。

第 23 条 本連盟の経費は、会員の年会費その他の収入をあてる。

第 24 条 本連盟の会員は、入退会にあたって届出を要し、連盟の定めた会費を納入しなければならない。会費の金額などについては、別途規定する。

## 第 10 章 師範

第 25 条 本連盟は、第 3 条の目的達成のため、師範を置くことができる。師範は、会長が運営理事会および理事会に諮って推挙する。師範は、役員との重任を妨げない。また師範は、理事会および運営理事会に出席して意見を述べることができる。

## 附 則

昭和61年4月1日	制定・施行
平成10年4月25日	1. 第8条の追加(副事務局長) 2. 第14条の一部変更(総会日の変更)
平成15年6月1日	一部修正・施行
平成23年3月15日	改正
平成29年4月1日	一部改正(評議員会を廃止し総会を設置)
平成29年6月11日	第2条に「原則として」を加筆
令和6年6月15日	一部改正・施行
令和7年6月14日	一部改正・施行(副事務局長人数を「若干名」に変更)
令和8年6月20日	一部改正・施行(第19条(5)追加)

